

【令和6年度 第1回 さいたま市環境審議会】

日 時	令和6年7月23日(火) 10時00分～12時00分
場 所	さいたま市役所別館2階 第5委員会室
出席者	<p>【委 員】</p> <p>増田 幸宏 会長 小口 千明 副会長 飯野 耕司 委員 五十嵐 光一郎 委員 市川 千恵 委員 金子 貴代 委員 篠島 恵子 委員 新地 敏史 委員 鈴木 詩衣菜 委員 砂川 智 委員 関根 創太 委員 塚原 伸治 委員 前田 博之 委員 宮原 正行 委員 渡部 郷 委員</p> <p>【事務局】</p> <p>環境局環境共生部環境総務課 金子課長、斉藤係長、廣川主事 狩野主事、會田主事</p> <p>【庁内課】</p> <p>環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 中園課長、林係長、播磨主任 新井主事</p> <p>環境局環境共生部環境対策課 馬上課長、田中課長補佐兼係長、 柿本主査、福本技師</p>
欠 席	<p>【委 員】</p> <p>磐田 朋子 委員 鎌田 正男 委員 西澤 初男 委員</p>

1. 開会

事務局

お待たせいたしました。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和6年度第1回さいたま市環境審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、環境総務課長の金子でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

2. 挨拶

事務局

それではこの後、本来ですと環境局長よりご挨拶を申し上げるところでございましたが、本日、環境局長が体調不良によりまして、欠席とさせていただきますので、挨拶は割愛させていただきますと思います。

続きまして、さいたま市の本日の出席者についてご報告をさせていただきます。環境対策課長の馬上でございます。

庁内課

馬上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

その他、職員につきましては、お配りしました席次表等をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、ゼロカーボン推進戦略課長の中園と係長の林につきましては、現在、他の業務に対応しておりまして、そちらが終わり次第の参加とさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

次に資料の確認をお願いいたします。まず、本日机上に配付しております資料になります。まず『次第』になります。『委員名簿』こちらは裏面が『さいたま市名簿』になっております。そして『席次表』、『諮問書の写し』、別紙『令和6年度 第1回さいたま市環境審議会議事に対するご意見等について』以上になります。お手元のない資料がございましたら申し出てくださいようをお願いいたします。

次に、事前に送付をしております本日ご持参くださるようお願いしている資料になります。『資料1 第2次さいたま市環境基本計画の中間見直しについて』、『資料2 さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について』、席次表およびA3判の資料につきましては、印刷したものを用意してございます。なお、本日お手元のタブレットにも事前送付しております資料を格納してございますので、よろしければこちらのほうご利用ください。

次に、会議の成立について報告させていただきます。本審議会は、さいたま市環境審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定められておりますが、本日の出席委員は、委員定数18名に対し、15名となっておりますので、定足数を満たしておりますことから、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。なお、委員の磐田様、鎌田様、西澤様につきましては本日ご欠席となっております。

続きまして、委員の変更について報告を申し上げます。埼玉県環境部産業廃棄物指導課長の堀口浩二様に代わりまして、宮原正行様をご就任されましたことをご報告いたします。宮原様、一言ご挨拶をお願いいたします。

宮原委員

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長の宮原でございます。この4月の人事異動で、前任の堀口に代わりまして参りました。普段は事務局側で審議していただくことが多いので、審議する側というのは少し苦手かもしれませんが、皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

3. 諮問

事務局

続きまして、次第の3、諮問に移ります。本来ですと、市長から諮問を行うところでございますが、市長の代理としまして大変恐縮でございますが、環境総務課長の私から、当審議会の諮問書を会長にお渡しさせていただきます。増田会長恐れ入りますが、前のほうへお願いいたします。

さいたま市環境審議会会長様、さいたま市環境基本計画に関する事項について諮問いたします。諮問事項『さいたま市環境基本計画に関する事項』、諮問理由『本市を取り巻く環境の状況や国内外の動向等を踏まえ、第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しを実施するため』以上、よろしく申し上げます。さいたま市長、清水勇人代理、環境総務課長の金子洋幸でございます。

増田会長

承知いたしました。

事務局

それでは議事に移らせていただきたいと思います。なお、委員の皆さまからご発言をされる際につきましては、お手元のマイクのボタンを一度押してオンにさせていただくようお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度押していただきましてオフにさせていただくようお願いいたします。

それではここからの進行は、会則に従いまして会長にお願いしたいと存じます。増田会長
よろしくお願いいたします。

4. 議事

増田会長

それでは、本日の審議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事次第の4番、議事に進みたいと存じます。まず、本審議会は公開としており
ますが、本日の傍聴希望者について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

本日の審議会には1名の傍聴希望者から申請がございます。

増田会長

ありがとうございました。ただいま事務局より本日の審議会の傍聴希望者が1名おられ
るということでございます。これより傍聴希望者に入室をしていただきますが、よろしいで
しょうか。それではよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、改めまして議事次第を見ていただきますと、本日は2件
の議事がございます。(1)『第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて』が1
つ目の議事でございます。それから(2)『さいたま市環境白書(環境基本計画年次報告書)
について』が2つ目の議事でございます。本日はこの2件について、ご審議いただければ
と思っております。

これからの進め方について説明させていただきます。まず(1)『第2次さいたま市環境基
本計画等の中間見直しについて』にまいりますけれども、こちらは前半と後半で内容を整理
して進めてまいりたいと考えております。まず前半ですけれども、この中間見直しのスケジ
ュールや、これまでの指摘事項、最近の動向、改定の方向性等についてまずは事務局からご
説明いただきまして、ご審議をいただければと思っております。こちらが前半でございます。

その後、後半といたしましてこの中間見直しに係るアンケートというのがございますの
で、アンケートについてご審議をいただきたいと思っております。

前半後半ともに質疑応答の時間は20分程度の割り振りで、両方で合わせて40分割り振
りを考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その後、(2)『さいたま市環境白書(環境基本計画年次報告書)について』のご審議いた
だければと思っておりますけれども、こちらにつきましては質疑応答の時間は概ね10分と
いうことで進行させていただければと思っております。

また、いつものとおり時間内に出し切れなかった意見等もあると存じますので、また後日
書面にて事務局にご提出いただくということで、お願いできればと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきます。議事、(1) 改めまして、『第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて』ということで議題といたします。事務局よりご説明のほうよろしく願いいたします。

(1) 第2次さいたま市環境基本計画等の中間見直しについて

事務局

環境総務課の斉藤と申します。私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料のほうですけれども、資料1と右上に記載がございます資料になっておりまして、タブレットでご覧いただく方、それから紙でお渡ししている方いらっしゃるかと思うのですが、特に問題なさそうでしょうか。説明を進めさせていただきます。

そうしましたら、資料を1枚めくっていただきまして、2ページについて、資料の中央下段に掲示してあるのですけれども、2ページ、第2次さいたま市環境基本計画中間見直しについてということで、本日説明するのは、1-1から1-9の内容になっております。1-1スケジュールから説明をさせていただいて、私が1-6までを説明をさせていただきます。その後、1-7につきましてさいたま市地球温暖化対策実行計画、これはゼロカーボン推進戦略課のほうから、それから1-8さいたま水と生きものプランについて、こちらは環境対策課のほうから説明をさせていただきます。

では、まず早速資料めくっていただきまして、3ページ、スケジュールがございます。こちらについて説明させていただきます。

まずスケジュールの1番上、第2次さいたま市環境基本計画の計画期間についてですが、こちらは令和3年度から計画が開始となっております。令和12年度が目標年度ということになっております。令和7年度の中間見直しがこのタイミングでございまして、これについてご審議いただくということになっております。この中間見直しですが、本市を取り巻く状況ですとか、それから国内外の動向等を踏まえまして内容を見直すというものになっております。

中間見直しのスケジュールです。まず基礎調査、現行計画の精査、これが一番左側の矢印として走っておりまして今現在ここを進めているという状況です。その下の矢印がアンケートの実施・結果集計となっておりますけれども、アンケートを8月の下旬ないし9月ぐらいに実施をさせていただく予定でして、今回このアンケートの内容についてご意見をいただければというふうに考えております。それから12月に予定しております、審議会でこういったアンケートの結果や基礎調査、現行計画の精査の結果をお示ししまして、こちらの作成に入っていきます。そういった中でご意見をいただきながら、令和7年の4月の審議会でご意見をいただきながら素案の作成に入っていきます。それから令和7年の10月、

こちらの審議会での素案をお示しさせていただきたいと考えております。ここでさらにご意見をいただきまして、結果のほうの作成へ入っていくといったような流れです。

資料を1枚めくっていただきまして4ページですが、ここからの最近の動向、本市を取り巻く状況、国内外の動向等ありましたので、最近の環境行政の動向というところを少し説明させていただきたいと思っています。最近環境省にて、第6次環境基本計画というものが作成されまして、これが令和6年5月に閣議決定されましたので、こちらについて少し説明させていただければと思います。

まずこの第6次環境基本計画、こちらは政府全体の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画という位置づけでして、この計画の冒頭でこの計画の資料の一番上の青い枠がありますが、気候変動、それから生物多様性の損失、そして汚染という三つの危機に関して強い危機感が政府のほうからも示されたところがございます。それから2030年頃までの10年間に行う選択や対策、これが何千年先までも影響を及ぼす可能性があるとして、勝負の10年という考え方が掲げられました。それからもう一つ特徴としましてはウェルビーイング／高い生活の質、こういった考え方が位置づけられまして、現在および将来の1人1人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生、こういったものの向上を目指していくといったものが謳われております。このウェルビーイングの実現のための戦略というものが下のほうに記載があるのですけれども、自然資本の維持、回復、それから充実、こういったものが人のウェルビーイングに寄与するということはもちろんですけれども、これを実現するためには経済、社会、そういった構造的な問題の解決の他、1人1人の考え方や行動が重要であるということが改めてこの計画の中で示されております。

時間の都合もございましたので細かな戦略のところは少し割愛させていただきます。6つの戦略の中で簡単に説明をしますと、1番左側が「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムということで、こちらは経済システムの話になっております。

2番目が自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上ということで国土の話になっております。

3番目が環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場として、こちらは地域づくりの話となっております。

4番目が「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心かつ健康で心豊かな暮らしの実現ということで、こちら暮らしの国民目線、市民目線の話になっております。

5番目が「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションということで、こちら科学技術の話となっております。

6番目は環境を軸とした戦略的な国際協調ということで、国際協調の話がテーマとなっております。この中でも特に3番は地域作りで、4番は暮らしということで新しいライフスタイル等の実現という話も入ってきておりますので、さいたま市としましてもこの辺の内容をしっかりと踏まえて計画に反映していきたいというふうに考えております。

続きまして 5 ページをご覧くださいまして、同じく最近の動向としまして、今度は主な関連法というところを抜粋してございます。

左から脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律ということで、これが令和 5 年 5 月に施行されたものですが、いわゆるカーボンプライシングですとか、あと GX 投資の話、二酸化炭素の取引制度、こういったものを推し進める法律が施行されております。真ん中が地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律、すみません、こちら（案）となっておりますが、213 回の通常国会を通過しておりますして令和 7 年の 4 月 18 日施行ということですので、もう既に（案）ではないです。こちらの（案）というのは誤りでございますので、謹んで訂正します。

最後 1 番右側がプラスチック資源循環促進法ということで、プラスチックの環境負荷を軽減するためのものですが、これ以外にも書いてはないのですが、資源循環の促進のための再資源化事業の高度化に関する法律というところも最近施行されております。資源循環を強力に推し進めながら、この資源循環の分野で国際競争力を持って経済、社会、こういった問題を解決しながら日本の経済も盛り上げていこう、そういったような流れのものとなっております。この他にも書いてないのですが地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律も施行されておりますして、環境行政の様々な法律が新しくできる、改正をされている状況でございます。

資料をめくっていただきまして次が 6 ページですが、こちらは最近の動向の中でも主な計画の話になってございます。法律とは違うのですが、例えば 1 番左側の第 5 次循環型社会形成推進基本計画、これはまだ（案）の状態です。最近パブコメを行っていたようなもので、国が作っている計画になります。生物多様性国家戦略 2023-2030 ということでこの説明は後でまた詳しく出てくるかと思っておりますので割愛させていただきます。それから、さいたま市緑の基本計画、これは国の計画ではなく、さいたま市の計画ですけれども、この中で緑の将来像というものが描かれております。都市と緑が共存する本市の特徴を生かして暮らしの中で誰もが緑との触れ合いを楽しみ、ウェルビーイングな日常を送ることができるまちということの記載があるのですけれども、ここでもウェルビーイングという言葉がございまして、環境基本計画ともかなり親和性の高い計画で、こういった関連性も踏まえて、環境基本計画作るときにはこういった様々な計画、それから法律というところとの整合性を図っていきたいというふうに考えております。

続いての資料が 7 ページになっておりますして、令和 5 年度にいただきました様々なご意見でございます。ここで 1 つ 1 つに対して回答ということはいたしません、今回の中間見直しのタイミングですのでこういった意見を 1 つ 1 つしっかりと審議をしまして、こちらの検討の材料とさせていただきますというふうに考えております。

次の資料からが最近の動向ではなく、方向性の中に入っていきます。資料 A3 になっておりますしてタブレットのほうにも A3 のデータは入っているのですけれども、見にくい場合に

は、お手元にも A3 の紙資料もございますので、そちらをご覧くださいというふうに思います。

まず計画の方向性ですけれども、左上に、さいたま市環境基本計画の中間見直しについて、その下に多岐にわたる取組を整理し、柔軟に対応するため各計画の役割分担を整理という記載がございます、これは計画全体の枠組みフレームの話になっております。背景とポイントのところを少し読ませていただきますと、背景とポイント 1 番上の三角形のところ、法改正等の影響を受けやすい個別計画に柔軟性を持たせるため、包含体制を廃止するというものでございます。

これはどういったことかと申しますと、その下の左側の青枠、右上に現行と書いてある青枠の中に赤い点線があるのですけれども、これが現行の枠組みでございます。さいたま市環境基本計画という計画の中に、さいたま市地球温暖化対策実行計画、それから、さいたま水と生きものプラン、この 2 つの計画が内包されている、包含されているといったような状況でございます。これを右側の青枠、右上に改定と書いてある青枠の中ですけれども、この中の赤線を見ていただきますと、さいたま市環境基本計画があります。その下にこの計画から出る形でさいたま市地球温暖化対策実行計画、それから、さいたま水と生きものプランこういったものを出しても個別計画として出していくと、上位計画としてさいたま市環境基本計画というものを残しまして個別計画化していくという、そういうふうに枠組みを変えるものとなっております。理由としましては、今まで説明をさせていただいたように環境行政を取り巻く状況がめまぐるしく変わっていく中で、そういった状況に柔軟に対応していくためにこういったことを考えてございます。

背景とポイントの 2 つ目の三角形ですけれども、基本計画ではどういった役割が残っていくのかということなのですが、基本計画については環境分野の総合計画として、長期的な指針や目標の提示、その他環境分野だけではなく、経済社会等との横断的な視点を掲載し、個別対策については個別計画で管理すると記載させていただいていますように、環境自体が環境だけじゃなく、経済や社会、様々な分野と結びつきを非常に強くなってございますので、その辺の横の展開に関してはこういった環境基本計画のほうで記載をしながら、個別計画のほうではその個別の目標に応じて、柔軟に対応していくといったようなことを考えてございます。その下の三角形ですけれども、基本目標 5 は各基本目標に共通する内容のため、個別計画を推進するものとして基本計画に位置づけるということで、基本目標について説明させていただきたいのですが、改定と書いてある赤点線の枠、こちらをご覧くださいますと、基本目標 1 から 5 が環境基本計画の中に入っています。例えば、この基本目標 1、地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現すると、こういった基本目標、これについては、地球温暖化それから脱炭素社会実現のための施策というものが紐づいております。

これらの施策については、さいたま市地球温暖化実行計画を個別計画化するほうで管理をしていく、それから同じように基本目標 2、循環型都市の話につきましては、ここに様々

な施策が紐づいております。外に出ているオレンジの一般廃棄物処理基本計画、これは現在も既に外に出ている計画で、この基本目標2に結びつくもの全てというわけではないのですが、考え方として主なものは多くのものが、こういったオレンジであればオレンジの計画、白色の基本目標であれば、この地球温暖化の計画、それから同じように、基本目標3、自然と共生し多様ないのちが息づくまちを実現するといったところに関しましては、やはり、さいたま水と生きものプランの中で施策についてはしっかり管理をしていきます。

この基本目標5のところでも各目標も下支えと書いてあるのですが、ここについては環境教育や、環境学習のような施策が紐づいておりますので、ここは環境学習・環境教育それから行動変容、そういったことは環境全般に関わることで、しっかり環境基本計画のほうで、目標だけでなく施策も含めて管理をしながら、全ての施策全体を後押しするものとして、やっていくとそういった内容になってございます。

今までが枠組の話でございまして、続きまして資料の下半分、わかりやすく手に取りやすい、幅広い世代に行動変容を促す計画というのがございまして、こちら先ほど話した基本目標5のしっかりと行動変容を促していくという流れの中で、ビジュアルや見た目の部分、見せ方の部分の話になってきます。環境基本計画が少し一般の市民の方がなかなか手に取りにくいという話はずっとありまして、背景とポイントのところを読ませていただきます。行動変容ライフスタイルの転換を促すため、市民ができる具体的な取組例を掲載する、それから多くの方が環境について考えるきっかけとするため、スリム化等、幅広い層が手に取りやすいものとする、それからアンケート等により把握した市民ニーズを計画に反映するといった内容になっております。

この環境基本計画から個別計画が出ていきますので、必然的にスリム化されていく中で、もっとビジュアルのほうも工夫をしながら市民の方が手に取りやすい、行動変容の1つのきっかけになっていくようなそういったものを目指していくということでございます。期待される効果としましては、環境基本計画に掲載している望ましい環境像というものがございます。さいたま市が目指すべき環境像として、これは行政だけではなくて、市民、事業者、それからさいたま市に関わる全ての主体が共有をしていくということで、行動変容、それからライフスタイルの転換を強力に推し進めているということを考えております。例えばESD教育、学校教育の中でこういった望ましい環境像をしっかりと使って、小学生たちに共有していく、それから本市の強みであるスポーツ団体もございまして、スポーツ団体とも一緒に活動していくときに掲げていく、それから様々なコミュニティの中で掲げていくと、そういったところに出せるようなものを作りたいと考えております。具体的にこの環境像について、これから次の会議の中で具体的にお示しをしていくのですが、ぜひ様々なご意見をいただいて、アイデアをいただければと考えております。私のほうからは以上です。

庁内課

遅れて入室大変失礼いたしました。ゼロカーボン推進戦略課の林と申します。今年度組織改正がございまして、脱炭素社会推進課からゼロカーボン推進戦略課と名前を変更してございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、昨年度諮問、答申をいただきました実行計画(区域施策編・事務事業編)についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年度、様々な貴重なご意見ご議論いただきまして大変ありがとうございました。前回の改定にプラスして、ご説明させていただきますので、資料 1-7 をお開きいただければと思います。着座にて失礼いたします。

まず、昨年度の改定内容について簡単にご説明申し上げますので左上をご覧ください。令和 6 年 3 月の改定内容といたしまして、2030 年度までに約 390 万 t-CO₂ の削減を見込みまして、2013 年度比で申し上げますと、51%の温室効果ガスの削減を目標とさせていただいたものでございます。また目指すべき将来像、将来目標として 2050 年度温室効果ガス排出実質ゼロを目指すものとしてさせていただいたところでございます。今回は前回ほど大きな改定をいたしません、中間見直しに合わせまして、2つのポイントに絞って改定を予定してございます。

1つ目は促進区域のエリア設定を、いわゆる町丁目単位で行うものでございます。令和 6 年 3 月に改定しました区域政策編の中で、促進区域については、基本方針のみの記載となっておりましたが、具体的なエリア設定まで定めていなかったため、今回追記させていただくものでございます。

2つ目はポイント 2 新たな脱炭素政策の検討を行いまして、その内容を追記するものでございます。本市の地理的特性や社会情勢、再生可能エネルギーのポテンシャル調査等を踏まえた上で、本市にとって有益な温室効果ガス削減手段を検討する予定でございます。昨年度の金子委員からもご指摘いただきました、例えば太陽光の発電設備の設置義務化の検討、水素の利活用、電気自動車の在り方、また EV の充電器等のインフラ整備等、新たな脱炭素施策について追記するものでございます。

まず 1つ目の促進区域については、国、県の基準に基づいた上で、市の裁量によって定めることができるような制度でございます。右上にございますように、本市は、前回のまちづくりの整合性や環境保全等考慮した上で市街化区域かつ、今後大規模開発が予定されます、大宮駅・さいたま新都心駅中心に検討していくことを 3 月に基本方針として定めたところでございます。

今後、具体的かつ詳細なエリアを定めまして令和 7 年度の運用開始を目指していきたいというふうに考えてございます。また前回審議会で新地委員からご指摘ございましたが、追加インセンティブも必要なのではないかというふうに事務局としても考えているところでございます。今回の国の地方税法の改正によりまして、右下にございますとおり、再生可能エネルギー発電設備に関わる課税標準の特例措置の見直しおよび延長がございました。新

たにペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備または地域脱炭素化促進事業、いわゆる今申し上げました、促進区域内で取得した一定の太陽光発電設備を対象設備に追加等した場合、固定資産税の特例が受けることができるようになりました。早速、地方税法の改正に伴いまして本市も活用すべく今年の 6 月の議会定例会におきまして、条例改正を行いまして、最初の 3 年間価格の以下の割合を乗じて得た額について、例えば、出力 1000kW 以上の設備については 4 分の 3、出力 1000kW 未満の設備については 3 分の 2 について、償却資産の申告書により特例を受けることができるようになりました。

今後引き続き、追加のさいたま市独自のインセンティブについて検討してまいりたいと考えてございます。以上これらを中心に改定作業を行ってまいります。資料 1-7 については、以上となります。

庁内課

さいたま市役所環境対策課の柿本と申します。私のほうからは、さいたま水と生きものプランの中間見直しということで、資料 1-8 に沿って説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

資料 1-8 左側のほうが改定の背景について、右のほうが方針ということで書かせていただいています。まず左のほうの背景についてですが、前回プラン作成からいろいろ水環境や生物多様性、国の方針、世界的な動向が変化しまして、今回水と生きものプランにつきましても大幅に改定できたらと考えています。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 が策定されたということ、国家戦略につきましては、世界の会議昆明・モントリオール生物多様性枠組みで 2050 年のビジョンと、生物、自然と共生する世界および 2030 年ミッション、ネイチャーポジティブの実現ということが掲げられました。このネイチャーポジティブにつきましては、現在どうしても減ってしまっている生物多様性の損失を止めて回復傾向に向けるという意味を持った言葉になりまして、2030 年までの中心的なキーワードになってくるかなと思います。このネイチャーポジティブを達成するためにこの国家戦略というものが会議の後すぐに策定されまして、5 つの基本戦略からなるものとなっております。

ここに書いてあるとおり基本戦略 1 が生態系の健全性の回復、基本戦略 2 が自然を活用した社会課題の解決、ネイチャーベースドソリューションということで NbS と表現されま

す。

基本戦略 3 がネイチャーポジティブ経済の実現、ネイチャーポジティブに向けて頑張っているところへお金や支援を回していこうということで、基本戦略 4 が生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、いわゆる行動変容に関するもの、基本戦略 5 が生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進、以上 5 つの基本戦略からなる国家戦略ができたという変化がありました。生物多様性についてはこれ以外にも、先ほど斉藤のほうからもありましたが、生物多様性の増進活動の促進に関する法律が 4 月にできたり、

ネイチャーポジティブ経済成長戦略ができたりと、いろいろ変化があるのでこれに対応した計画ができればと考えております。

一方で水環境のほうですけれども、こちらも生物多様性ほどではないのですが前回の計画から変更がございまして、水循環基本法が2022年6月に改正され、その中で特に地下水について適正な保全及び利用ということが掲げられました。地下水はこれまでは個人のものという意識が強かったのですが、それが公共水としての意識が強くなってきたということで、しっかりいろんなステークホルダーで保全していきましょうといった、努力義務が掲げられたということが1つ、もう1つは全国で新たな問題としてマイクロプラスチックやPFASに関して実態調査が進んできておりますので、こういった情報も踏まえながら改定できればというふうに考えております。生物多様性の国家戦略に基づいた地域戦略の他自治体の策定状況ですけれども、こちらもこの4月あたりから急激にたくさんの自治体で作るようになりはじめまして、東京都、名古屋市、札幌市の政令市のほかに、那須塩原市、浜松市等いくつかの政令市も含めて改定されておりますので、こういったところを踏まえて本市も新しい国家戦略に沿った形で改定ができればというふうに考えております。

現在のプランの課題ですけれども、当然新しい国家戦略や水循環施策への対応というのが不十分だということ、現在の水と生きものプランは元々水環境プランといって水環境のみの計画はあったのですが、それを引き継いだものとしてでき、やはり水環境関連の施策が多く、なかなか生物多様性に関する施策っていうのを掘り起こしが不十分ですので、こういったことや関係部署との連携というのが不足しているといった課題がございまして。今回の国家戦略は様々なステークホルダーによってネイチャーポジティブを実現していきましょうということで、現在のプランでは、行政側の施策がほとんどで、民間や団体、市民の役割というのは記載されておられませんので、こういった記載もできればというふうに考えております。

これらの課題をもとに基本方針としては、様々な主体による新たな課題へ対応していくかということ、重要地域やOECM登録地を核とした地域生態系の質を向上させていこうということ、各種取組を効率的に進めるための基盤整備、こういったことを基本方針として挙げさせていただきたいと思っております。

この方針にしたがって重点施策としては生物多様性のことが中心になってしまうのですが、1つ目に30by30という国際的課題、2030年までに陸と海の30%を生物多様性として保護していきましょうといった、こういったことへの貢献に向けたOECMの登録ということを挙げさせていただいています。これは国家戦略の基本戦略1に紐づくものとなります。

2つ目に生き物データベースの充実と活用ということで、データベースは作成中ですが、このデータベースを構築することで、生物多様性が見える化とか評価方法そういったことを目指します。こちらは国家戦略の基本戦略5に紐づくものになります。

3つ目にグリーンインフラによる高質都市空間の創出及び社会課題解決、こちらは環境局というより都市局の案件になってくると思うのですが、そういったグリーンインフラに関するもの、こちらは国家戦略の基本戦略2に紐づくものとなります。

4つ目に環境教育の在り方・内容の見直し、社会変革の意識醸成のため、水循環・生物多様性重視の価値観の形成ということで、行動変容を促していく教育や環境教育を考えていきたいと考えています。2年後には環境教育施設である大宮南部浄化センターの改修を見込んでおりますので、そういったことも考えながらやっていければ良いと考えております。こちらは国家戦略の基本戦略4に紐づくものになっています。

5つ目に様々なステークホルダーと先ほどから申し上げているのですが、企業やNPO団体等と、官民連携によって対応していきたいということ、これは戦略全体的に関わるものです。最後にこれは今後どうしていったら良いかというのは考え中ですが、ネイチャーポジティブ経済へ対応していくということ、これが国家戦略の基本戦略3に紐づくものとなっております。以上を踏まえまして、今後のプランで行政、企業、NPO団体、市民が一体となって健全な水循環とネイチャーポジティブを実現するためのプランになれば良いと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

増田会長

どうもありがとうございました。非常に沢山の情報をご紹介いただきました。ここからはご意見、ご質問いただければと思います。非常に沢山の資料を説明いただきましたので、改めて振り返りますと、資料の1-8まで説明いただきました。まず資料1-1はスケジュールについてご説明いただきました。

次に、資料1-2は、最近の動向といたしまして第6次環境基本計画について、ご説明いただきました。特に非常に危機感を示す強い表現になっているということと重点戦略と書いてありますが、環境・経済・社会の統合的向上の高度化という分野横断型の非常に重要な戦略、キーワードが書いてあるという特徴があるように感じました。

資料1-3は、最近の動向、主な関連法について、資料1-4も主な計画等についてということでご説明いただきました。

資料1-5は、令和5年度の審議会でのご意見の主要なところをご紹介いただいたというところでございます。続きまして資料1-6のA3判ですけれども、こちらは、さいたま市環境基本計画の中間見直しについてということで、重要なところとしては、まず背景とポイントということで黒い三角形で3ポイント、包含体系を廃止する、基本計画の役割、個別計画で管理していくという柔軟に対応できる仕組みを検討いただいているというご説明がございました。その中の基本目標5の位置づけについても解説いただいたというところです。左下のところは背景とポイントということで、先ほどご説明いただきましたように、スリム化するということと幅広い層が手に取りやすい具体的な取組例を記載する、この後後半ア

ンケートの話をいただきますけれども、市民ニーズを反映するようなポイントについてご説明いただきました。

資料 1-7 を見ていただきまして、A3 判 2 枚目ですけれども、こちらは、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の改定方針ということでございまして、大事なポイントとしては左側の真ん中あたり改定のポイントということで、2 つご説明いただきました。促進区域のエリア設定を行うということと、新たな脱炭素施策の検討をして追求していただくということでございました。右下のほう、最後 4 番追加インセンティブ等も早速定例会で既にご審議いただいているとご説明いただきました。最後の資料 1-8 が、さいたま水と生きものプランの中間見直しということで、左側には背景や概要を説明いただきまして、右側のほうで現在のプランの課題と基本方針、重点施策のことでご説明いただいたというところでございます。

それでは、ただいまご説明いただきましたところ、どこからでも結構でございますので、ご意見、コメント、または質問ございましたら発言いただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

関根委員

ご説明ありがとうございます。私のほうからは、地球温暖化対策実行計画の改定方針についてご意見を述べたいと思います。最初に温室効果ガスの削減量が目標として記載されていますけれども、昨年度の各審議会でもご意見あって、この削減量というのが東京電力のグリッド排出係数が今後どう推移するかはかなり影響されている部分があると、私も含めていろんな方からそういうご意見あったと思います。この目標が駄目というわけじゃないですけれども、それよりも、さいたま市の取組としてわかりやすい、例えば、さいたま市の電力需要に占める再エネ電力の調達量、調達量というのは市外からのオフサイト PPA 等によると調達も含んでも良いと思います。あとは本市の車両登録台数に占める新エネ車登録台数の割合や、市内に多くのシェアリングサイクルのポートがありますけれども、シェアリング自転車の走行キロや走行台数の目標値等、そういったことのほうが、さいたま市の取組としてわかりやすい上に市民の目標としてもより身近じゃないかなと思いました。

温室効果ガスの削減量を示すのもいいのですけれども、今申し上げたような取組を結果としてはこれだけ削減できましたっていうのは示してもいいと思います。目標としては、お伝えしたように東京電力のグリッド排出係数にかなり影響されると思うので今申し上げたような 3 点、他にもあっていいと思うのですが 3 点との目標のほうがよりの確ではないかと思いました。

2 点目は、促進区域の考え方についてですが、図でも示されていますけれども大宮駅周辺とさいたま新都心駅周辺に限定されているような印象があります。最初は自治体や企業からの取組で、取組を加速したいという意図があるかと思うのですが、なかなかこういった地域では市民による取組というのは推進しにくいのではないかというふうな印象を持ちま

した。昨年度の審議会でも私のほうからの質問で、市街化調整区域は促進区域に含めることは適当ではないという回答をいただいています。環境省は農地の太陽光発電、ソーラーシェアリングを農地で進めるってということについて、かなり力を入れているようです。さいたま市でもこれだけの大都市にしては、かなり農地が多くありますので、農地のソーラーシェアリングというのをもっと明確に位置付けてもいいのではないかという印象を改めて持ちました。そうしたほうが企業や自治体だけでなく市民による取組も推進しやすいのではないかと思います。

最後に 3 点目ですが、追加インセンティブの検討についてペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備が対象になるということで大変結構なことだと思います。ペロブスカイト太陽電池は日本発のリリースということで、国産資源でも作れますので推進していくべきと思うのですが、研究開発段階なのであまり大規模に推進は今のところできないのかなと、いろんな場所で設置を推進して、実証事業を推進するというのはいいと思うのですが、排出削減を大々的に進める上での決め手とは現実的には難しいのかなという印象も受けます。何が言いたいかというと、ペロブスカイト太陽電池だけでなく、現在ガラスレスやフレームレスの太陽電池がかなり出てきており、こちらのほうが従来のソーラーパネルだと平米当たり 10kg するもので大変重いです。ペロブスカイト太陽電池は 2kg ぐらいでそこまでは軽くないですが、ガラスレスのソーラーパネルや平米当たり 5kg のものがかなり出回っており、既に実用化されています。そうしたものであればその既存の建物等にも置けると、あまり問題なく耐荷重等気にせず、置けるという話があります。ペロブスカイト太陽電池だけではなく、現在出回っているガラスレスソーラーパネル等の軽量パネルも対象にしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。資料 1-7 に関連して 3 点、目標や指標について、促進区域の考え方について、それから今最後にございました、インセンティブの対象について、よろしく願いいたします。

庁内課

関根委員のご質問、ご質疑についてお答えいたします。まず排出係数については関根委員おっしゃるとおりでございまして、特に関東近辺については東京電力の排出係数が非常に良くないというところもございまして、この数字が上がらない限りはなかなか難しいというのは指摘のとおりだと思います。なので、我々としてはポイント 2 に掲げました新たな脱炭素施策の検討ということで、他の施策も追加して、さいたま市オリジナルの例えばシェアサイクルとかいう話もいただきましたけれども、その会社とも連携しながら新たな脱炭素施策によってより高みの目標 51%に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

2点目の促進区域については昨年度の答申も含めまして基本方針として大宮駅周辺、さいたま新都心周辺ということで基本方針を定めさせていただきました。当然これで終わりというわけではなく、今後4つの副都心と申し上げていますが日進、宮原地区・岩槻・浦和美園、武蔵浦和方面等、まずは大宮、新都心でやってみて、そこから波及できる箇所についてはしっかりと波及していきたいと考えてございます。市街化調整区域については我々としては生物多様性というところの観点からも非常に慎重に考えてございまして、まずは大宮、さいたま新都心周辺ということで基本方針として定めさせていただいたところでございます。ご理解いただければというふうに考えております。

3点目、ペロブスカイトの話でございしますが、これまずは地方税法として国のほうの法律でこのペロブスカイト太陽光と促進区域というところで、固定資産税の特例措置が定められたところでございまして、まずは市として国の定めた方針に基づきまして、速やかに皆さまに使っていただけるように、条例改正をさせていただいたところでございます。一方で委員のおっしゃるとおり、他の太陽光についても非常に最近は動向を注視していかなければならないというふうに考えてございます。例えば路面太陽光もそうですし、建物一体型の太陽光についても我々の今後の補助制度も含めて、しっかりと検討していかなければならないと考えてございます。以上でございます。

増田会長

ありがとうございました。理解が深まりました。その他、いかがでしょうか。

金子委員

再エネ 100 宣言の金子です。資料の取りまとめありがとうございます。今の関根委員の発言に引き続き、温暖化対策の点で1つ申し上げたいですけれども、全般の組み換えや、基本計画をしっかりと他のものと切り離してっていうところはわかりやすくという点でも賛成いたします。また資料1-7の目標設定ですとか、改定のポイントというところも全般的には賛成いたします。

私が申し上げたいのはスケジュールについてです。この後お示しいただいているスケジュールによると、今年度はアンケートを実施して骨子案を作成することで、来年度に向けて素案を作成して、実際の計画策定は来年度の後半になるということですが、資料でもお示しいただいたように、国の環境基本計画の中でも、2030年ごろまでを勝負の10年と言っているように、温暖化対策に対しては本当に時間がないです。ですので、2年かけて計画を改定していくというのはちょっとスケジュール感として長すぎるのではないかなというふうに思っています。

1つお聞きしたいのは今年度この1年をどういうふうに具体的に検討を進めるかというところなんです。この環境審議会が多分年2回の開催ということで決まっていると思うので、それ以外にどのような検討がなされるのか。この資料1-7のポイント2、新たな脱炭素施策

の検討はとても重要な部分だと思います。書いてあることを全てやっても、目標に届くかどうか分からないといった状況ですので、今年度どのような体制でどのようなスケジュールでこの具体的な検討を進めていくのかをお聞きしたいと思います。

また、検討する中で意見を申し上げる機会があるかどうか分からないので、申し上げたいのですけれども、ここに書いてあること全て進めていただきたいのですが、それに追加して学校の熱環境の実態調査、それから断熱改修等もこの点を加えていただきたいと思っています。能登の地震でもありましたけれども、学校の設備は皆さんの避難所にもなりますし、真夏の状態でそういう災害起これば体育館での避難が考えられると思います。1、2 時間もいられるような環境ではないと思っていますので、その辺フルに改善していくかというのは喫緊の課題ではないかと思っています。それから太陽光義務化の検討もありますが、義務化はもちろん進めていただきたいのですけれども、太陽光の説明の義務化、こちらも入れていただいてこの部分はそれほどの予算化も必要なく、前倒しでどんどんできることだと思いますので、できるところから早く着手していただくべきというふうに思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。ご質問ご意見等いただきました。資料 1-1 のスケジュールの進め方について、個別事項としては学校施設、学校の建物ですとか、熱的な性能、断熱性の調査、実態、太陽光の義務化についてご意見いただきました。事務局いかがでしょうか。

庁内課

金子委員のご質問にお答えいたします。まず 1 点目スピード感を持って行わなければいけないというのはまさにおっしゃるとおりでございまして、今年度中にいわゆる庁内の経営会議にかけまして、脱炭素施策については始められるものから、もちろん皆さまには報告いたしますけれども、始めていきたいというふうに考えてございます。特に重点的に EV 関連、電気自動車関連については今まで公共施設で普通充電器は無料で、急速充電が有料でという説明をしましたが、そもそも民間と合わせて充電器が充足しているかどうかも含めて調査をした上で実際どういった補助を出せば、もっと電気自動車が進んでいくのかという観点もしっかりと検討した上で、結論を出したいなと思ってございます。なので、他の施策も合わせてできるものから今年度中に意思決定を図りまして来年度からすぐできるような形で、進めていきたいなというふうに考えてございます。

学校関連の断熱につきましては実は、今年度ワークショップのような形で子供たちを集めて、温度測定を行い、それについて学び、つけてみるという、2 校だけなのですが、まずは、さいたま市の事業として学校に断熱改修をやらせていただいて、それがうまくいけば今後、全市的に取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。断熱の観点も非常に重要だというふうに認識してございますので、我々も同じような気持ちでやらせていただければと思ってございます。

太陽光の義務化の話について説明ももちろん大変重要ですし、今までやった自治体を調べるとかなり長い年月をかけてやってございますので、その説明をしっかりとしていきたいと思っております。また今回の再エネ特措法が改正しまして、いわゆる太陽光を新たに設置する場合については説明について一定の条件の中、義務化が図られてございますので、その辺の説明という観点からも、市民の皆さまにご理解いただけるように、しっかりと市として取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。以上です。

増田会長

ありがとうございました。断熱のところは環境教育とも関係してくることなのですね。ありがとうございました。鈴木委員よろしく申し上げます。

鈴木委員

聖学院大学の鈴木でございます。資料 1-8 でコメントを 3 つほど申し上げたいと思えます。1 つ目ですけれども、右下のところ、生物多様性回復（ネイチャーポジティブ）を実現するとあるのですけれども、これは正確ではないのではないかなという印象で、かえって市民の皆さんに誤解を与えてしまうのではないかと思います。と申しますのも、生物多様性回復という言葉自体は結局愛知目標から続いて主流化を通してずっと生物多様性回復というのはいわゆるたわわているもので、資料 1-8 の左側の点線の中の曲線の図にあるように、曲線になる上向きになる、半減するというのがネイチャーポジティブの特徴です。これを書くとするならば、生物多様性回復・自然再興、ネイチャーポジティブを日本語に直したときには自然再興という言葉が使われていると思っておりますので、そういった言葉をしっかりと入れたほうが反転というのわかるのではないかなと思っておりますので、ご検討いただければと思います。合わせてちょっと正確を期するということで資料 1-8 の左側昆明・モントリオール生物多様性枠組みですけれども、送り仮名の『み』はおそらく綴られていないと思っておりますので、『枠組』でいいと思っております。

現在のプランの課題というところで関連部署との連携が不足していると挙げられておりますけれども、ひょっとしたらゼロカーボン推進戦略課との連携としたほうが良いかもしれませぬ。ブルーカーボンという言葉は、今回あえて落としているのか、あるいはもし、まだ今後検討するというようなことであればブルーカーボンという言葉も入れた上で見直しをしていただくと、他部署とのあるいは関連部署との連携ってというのが少し見えてくると思っております。以上です。

増田会長

ありがとうございました。資料 1-8 の関連でご意見いただきましたが、いかがでしょうか。

庁内課

ご意見ありがとうございました。先ほどの説明中で言葉では申し上げましたが、資料だと回復しか書いてございませんでした。反転ということは確かに重要なキーワードとなりますので、資料のほう直させていただきたいと思います。また『枠組み』の『み』についても削除させていただきたいと思います。最後のブルーカーボンについてですが、ブルーカーボンというどうしても海を連想させるかなというところで、本市の川が海に繋がっていることは事実ですけども、市民に対してわかりやすくという観点で検討が必要かと思っています。ブルーカーボンと言って海を連想されてしまうと本市のイメージとしてもどうかといったところもあったりします。というのも、前回改定するときに、ビオトープという言葉に対して、農業部局からなぜ農地がビオトープなのだっていうところで、ビオトープは人工的に作ったというイメージが強いみたいな部分がありました。

用語の定義というのは慎重にやらなければいけないということで、今回ブルーカーボンという言葉、もちろん検討はするつもりですけども、実際にプランのほうに入れ込むときに市民に対してわかりやすいかどうかを含めて検討してから、使用するかどうか考えていければというふうに思っております。以上です。

五十嵐委員

よろしいですか。次のテーマなのかわかりませんが、今すでに一部お話に出ているように、この文字の中で、民間、団体、市民も役割に書いてあるんですけど、民間も市民も団体も協力できるように、さいたま市はこういうまちになるのだという夢やビジュアルで明快にもっと見せてあげるほうがいいのではないかと思います。先ほど出ましたが、小学生も中学生も我々高齢者も 20 年 30 年先にはこういうまちになるといった、もちろん乗り物もまちも生物の共生もわかりやすくというか、理解しやすく市民に協力できるように行政だけじゃなく、何かもう少しその辺に力を入れていただくと、この素晴らしい計画の成果が上がっていくのではないかと思うのですが、以上です。

増田会長

ありがとうございました。今回の議論で一番重要なところかもしれませんが、市民の役割や協力できること、資料 1-6 それから全体に関わるご意見でしたがいかかでしょうか。

事務局

環境総務課の金子です。ご意見ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいた資料 1-6 のほうで説明させていただきますと、わかりやすく手に取りやすいということを示すため望ましい環境像を定めています。まさに五十嵐委員のおっしゃるとおり 20 年、30 年後、今後の環境がわかりやすいといった内容など、いろいろ発言させていただいた地球温暖化対策実行計画や生物多様性の部分も勘案しながら、この絵を具体的に環境像がわかりや

すいようにというのを努めていきたいと思ひます。いろいろなご意見をいただきたく思ひつておりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

増田会長

ありがとうございます。幅広い層が手に取りやすいというところで、手に取つていただいてさらに行動に繋がるようなものを目指していきたいです。市川委員お願ひします。

市川委員

さいたま市環境会議の市川です。促進区域といったときに、多分促進区域は再エネの促進ということだと思ひのですが、ここでそれとは別の意味のCO₂を出さない環境のところ、例えば田んぼ等、逆の意味でものすごくCO₂を吸収して温暖化を防止するのに良い部分はあると思ひます。促進区域に含めない地域にむしろ田んぼやそういう場所がすごくあると思ひつていて、逆に言うとな再エネじゃないほうの反対の環境を整えることで、むしろ温暖化を防止するといった施策というのではないのでしょうか。さいたま市の現状を見てどんどん緑が少なくなつてゐるし、田んぼは開発されてゐるしということだ、これどうなつてしまうのかということがとても多いです。次の、さいたま水と生きものプランのほうとも関連してくると思ひのですが、そういうことに関しての記述や何か施策があると良いなというふうにないつも思ひつております。本当に何とかしないとそれが全部なくなつてしまうのではないのかという危機感もすごく感じてゐます。

それから資料 1-8 の生態系ですが、生態系すごくしっかりと作られてゐると思ひのですが、そもそも生態系がいかに大事かということがどの程度の市民の方がわかつてゐるかということだ、まずそこから始めないと何にもならないだろうなと思ひます。なので、たとえ 1 種類の生き物がなくなつたから一体何なのかと思ひの方がほとんどだと思ひるので、そこから地道に環境教育や何かで始めていかないと駄目だと思ひます。すみません、後ろ向きの発言で申し訳ないのですが、何かその手当も急いでやつていただきたいです。

増田会長

ありがとうございます。促進区域という言葉の意味やそのあたり丁寧に説明する必要があると思ひます。それから生物多様性についてもよろしくお願ひいたします。

庁内課

市川委員のご質疑についてお答えいたします。まず資料 1-7 の促進区域についてでございます。まさにご指摘のとおりでして促進区域については、エネルギーを作るほうを重点的に置いた区域でございます。それとは別に例えば見沼田圃等におきましては都市局などと連動しまして、見沼田圃を活用した吸収源、それはかなり小さいかもしれないですけども、その積み重ねが非常に大事だと思ひつてゐますので、先ほど申し上げた環境教育と合わせて

しっかり守っていききたいというふうに考えてございます。今大学とも研究し、例えばモリンガ等の植物も使いまして、研究を民間とやらせていただいているところでございますので、そういった取組をさらに加速させていききたいなと思っております。

庁内課

市川委員の資料 1-8 のほうの質問について、生態系の重要性についてということですが、おっしゃるとおりなかなか理解していない人が多いのかなというところで、まず生態系の 4 つのサービスというところから入っていくがわかりやすいのかなと思います。今も学校の出前講座や南部浄化センターの環境学習会のほうでは伝えさせていただいていますが、なかなか単発的というところで、広く伝わるような方法についても、このプランと検討していきたいと思っております。先ほど申し上げたのですが、大宮南部浄化センターは 2 年後に向けて改修工事を開始しているところですので、今委員からご質問あった件について伝わるような施設というところも目指していけたらいいかなと思っております。以上になります。

増田会長

ありがとうございました。砂川委員お願いします。

砂川委員

さいたま商工会議所の砂川です。1 つだけ質問ですけれども、資料 1-7 の 4 追加インセンティブの検討というところで、先ほど口頭でのご説明では固定資産税という具体的な名前が出たのですが、ここに固定資産税という表記がないのは、インセンティブを受ける場としては実際にどういった税なのかというのがあったほうがいいのでは思ったところです。また、その下を書いてある赤字のその他追加インセンティブについても、検討していくという具体的にはそのスケジュールの中でどのタイミングでその他インセンティブ等を検討していけるのか、もしおわかりであれば、教えていただけたらと質問させていただきます。

増田会長

ありがとうございます。固定資産税と追加インセンティブについてということで、よろしく願いいたします。

庁内課

砂川委員のご指摘にお答えいたします。1 点目についてはご指摘のとおりでございますので入れさせていただきます。ありがとうございます。

2 点目については例えば、札幌市がやっているように容積率の緩和があり、脱炭素をしっかりやっているビル等については容積率の緩和等も含めて検討していきたいなというふう

に考えてございます。まずは、さいたま市の需要のバランスもございますので、民間の再開発事業がどういったものを見込んでいるかも含めて、検討していきたいというふうに考えています。以上です。

前田委員

すみません、資料 1-6 についてですけれども、今回の包含体制を廃止するということが具体的にどんな計画として違ってくるのかっていうのはまだ今の段階ではよくわからないのですけれども、私のイメージとして持っています、現行の計画の 1 つ前の時というのは 1 つの冊子の中に複数の計画が含まれていた、今はこれが別冊のようになって、それに伴って各個別の計画の中身を印象としては少し厚みが増した、それが今回また改定に伴って 1 冊の中に全部入っていくというふうなことだとすると、内容がどうしてもページ数の制限だとか、限られてくると思います。

そうすると余計に、こういうことをやっていきたいと思っていますというような、いわゆる施策というよりはもう一步踏み込んだ実行計画や実施計画といった書きぶりで、どこで何をするというようなことを書いていかないと、ページ数が限られた中で方針だけ書いても 2030 年というのはあと数年でくる状況では、どの計画も達成ができないのではないかと思いますので、この計画を作るにあたってその包含体系を廃止すること自体、1 冊にまとめること自体はよろしいと思いますけれども、中身がより重要になってくるのではないかと考えています。

どこで何をやるかというようなこと、特に生物多様性の関係、計画の名前がついているので申し上げますと、さいたま水と生きものプランと書いておりますが、世間的には生物多様性地域戦略ですよね。今年の 3 月に県の生物多様性地域戦略の見直しがありました。検討会議の先生が戦略だから普通の計画とは違う、いつまでに誰がどこで何をやるのか書いてあるのが戦略ということをおっしゃってしまして、まさにそのとおりだと思います。なので、この水と生きものプランと書いてありますけど、実際はそういうことを求められる計画だということではぜひお願いしたいと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。前田委員よりご意見いただきましたが、事務局よりございますでしょうか。

事務局

環境総務課の金子です。ありがとうございます。今、個別計画が別冊でということで、前田委員からお話がありましたが、今後、個別計画化することで、この別冊は維持するといいますか、別冊の状態で個別計画をより充実させて運営させていく予定でおります。現時点のものが内包でありながら別冊としていたということが、実際それが本当に内包なのか等疑

義がございまして、明確化してかなり柔軟的に、中身をそれぞれ各施策や実行計画内容より厚く示せるようにさらにわかりやすくそういうところを心がけてやっていきたいと思いません。

庁内課

環境対策課の田中と申します。ただいま前田委員にご指摘いただきました、水と生きものプランの部分です。第2次環境基本計画策定と同時に別冊という形で、プラン名称としまして市民に馴染みやすいようにというような考えもあってこのような名称をつけているところでございます。このプランについては、生物多様性基本法の第13条の生物多様性地域戦略、これに相当するものという位置づけで作っております。先ほどの委員のご指摘のとおり戦略ということで、具体的な目標数値、目標等を立ててそれに向けて実行していくという、そのための計画であるというところは私も今のご指摘も受けまして、その辺の認識を新たに先ほどご説明した中にもございますように、今国のほうでも新たな生物多様性保全あるいは回復からの反転へということでネイチャーポジティブという考えも示されております。こういった国の方針を踏まえまして、より具体的な戦略的な目標を立てまして、今後より一層推進していく内容にしていきたいと考えております。以上です。

増田会長

どうもありがとうございました。それではまだまだご意見あるかと思いますが、次の資料1-9のご説明をお願いできればと思います。中間見直しに係るアンケートについてということで資料1-9のご説明よろしく願いいたします。

事務局

引き続き環境総務課の斉藤と申します。私のほうから説明させていただきます。

資料のほうは、11ページになりまして、右上に令和6年度第1回環境審議会資料1-9と書いてあるものでございます。アンケートの概要について説明をさせていただきます。アンケートの対象は今回市民それから事業者、環境保全団体の3つの団体の方に対してアンケートを実施いたします。1番上の市民アンケートの概要ですけれども、環境保全に関する知識、環境保全行動の状況を把握するためのアンケートということで1,500人を対象に郵送によるアンケートということになってございます。対象については、住民基本台帳に登録されている18歳以上から無作為で抽出をしていきます。

市民についてですが、1,500というところの数字について少し説明をさせていただきます。すみません、資料にはないのですが、大体アンケートが一般的に回収率3割というふうに言われておまして、1,500人で大体450人程度のアンケートの回収を見込んでございます。アンケートの結果、市民の真意とアンケートの結果がどのくらいの差があるかというところは標準誤差という形で計算する方法がございまして、400程度のサンプルが集まれば95%

の確率で正しい結果との誤差、市民との総意とアンケートの結果、この誤差がプラマイで5%というところの計算がございましたので、その400という数字をさせていただいております。例えば、これを95%の確率で市民との差がプラマイ3%とするためには、1,000から1,100程度のサンプル数が必要になってきてございます。そうすると、3割回収ですと3,000件以上のアンケート送付ということになります。ここについては、費用との兼ね合いにはなるのですが多ければ多いほど、当然さいたま市民総意との差は小さくなっていくのですが、そうするとものすごい数のアンケート数が必要になってくるので、今回は95%の確率で5%のプラマイ標準誤差という中で400人程度集められればいいかなという中で、1,500人という費用との兼ね合いもございまして、設定をさせていただきました。

今回の市民アンケートの特徴の1つとしましては、ページで言うところの28ページ、市民アンケート調査票の参考資料というのを作ってございまして、これにつきましては、アンケートを回答した後も手元に残るものでございます。アンケートの中で絶滅危惧種や特定外来生物の質問項目でございますので、アンケートに答えるときにこの参考資料を参考にさせていただきながら、アンケート答えていただきます。アンケートを回答した後も、これが手元に残るということで、こういったものを手元に残しながら環境について考える1つのきっかけになればいいなというふうに考えております。事業者のアンケートそれから環境保全団体等につきましては事業者アンケートが500社程度、環境保全団体が60団体程度ということでアンケートを実施させていただきたいと思っております。

11ページの資料に戻ってしまうのですが、こういったアンケートを実施・郵送させていただきながら、資料の1番下を書いてございますように、電子によるアンケート、例えばさいたま市民の声モニターとあって、さいたま市民の方がWEBでアンケート答えてくれる方を登録しております。こういったところも活用しながら、電子によるアンケートの実施をさせていただいて、紙によるアンケートと電子によるアンケートと取りまとめながら内容を計画のほうに反映していきたいというふうに考えてございます。少し簡単にはなりますが、アンケートの説明につきましては以上となります。ありがとうございました。

増田会長

ありがとうございました。このアンケート早速8月から実施いただくということで、ぜひ委員の皆さまにはご回答をいただく立場で目を通していただきまして、わかりにくいところ、こうしたほうが良いということございましたら、ご意見いただければと思います。もし、この場でご質問やご意見ございましたらいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

小口副会長

アンケートを8月から実施して、アンケート自体はいつまでやるのでしょうか。スケジュールによると、11月から12月の頭ぐらいまでが結果の集計となっています。

事務局

WEBによるアンケートの場合はすぐに結果が出るのですが、郵送ですのでそれなりの期間を置かせていただきたいなと思います。取りまとめに2ヶ月程度いただきますので、次の審議会のときにはその結果を報告したいというふうに考えております。逆算をしていくと、例えば12月の審議会でしたら、そこから11月には結果の取りまとめに入りたいという中で、やはりアンケートの結果が出るまでに1ヶ月程度設けますと10月頃には発送、もう少し余裕を持って8月下旬から9月ぐらいには内容を固めて実施をさせていただいて、そこから1ヶ月ぐらいで回答集計をさせていただいてというようなスケジュール感で考えてございます。

小口副会長

回収が10月ぐらいですか。

事務局

そうです。どの程度このアンケートが固まるか、この後、ご審議ご意見いただいたものをこの場ではなくても、意見は様々いただけたと思います。そういったものを反映しましてアンケートを実施したいと考えています。

小口副会長

わかりました、ありがとうございます。

五十嵐委員

このアンケートの13番目の項目を見ると、住環境っていうことは全く入ってないような気がします。例えば公園、まちの明るさ、自分の住まい、道路、そういうことはこの環境という中の項目に入っていないのですか。さいたま市が考える環境という問題は自然、動物、まちづくり等はわかるのですが、私は自治会の代表ですが、どうも住まいというか住環境、生活していく中での個人というレベルの環境はどうもこの項目の中に入っていないと思います。ゴミは入っており、これは大事なことだと思うのですが、それに対して、具体的に例えば遊ぶ場所、学校、公園の在り方等、そういうことも大事なことだと思います。

それから、照明だけでないでしょうけど、自分の住まいは明るいか、交通であれば信号の問題、排水路の問題等もあります。自分のまちは雨が降ったときに水が溜まらないのだろうかとかいうことも環境だと思います。要するに、住環境に関してゴミの問題だけ記載されており、あとは不足しているような気がするのですが、その辺のところはどう考えているのかなと思います。先ほど、ビジュアルで見せるということも入っているつもりだと、もちろん交通もそうです。30年目標だとすると、もっと先のことを見せないで30年先は途中で

が、計画は見えてこない、定まらないわけですよね。そのようなことが少し気になりましたが、いかがでしょうか。

増田会長

ありがとうございました。

事務局

環境総務課の金子です。おっしゃる住環境の部分、特に道路関係や公園、まちづくりの部分等になりますと、いわゆる基本計画という部分では都市局が持っている計画の部分がかなり大きくなってくるかと思います。ただ私どもの環境部門のほうでも、住居などについては断熱効果など該当するものがあると考えられます。

五十嵐委員

今日のテーマとはずれる、別項目ということですか。

事務局

別の部分もありますが、全てではないと考えています。環境のほうでもやはり環境に配慮した住居、まちづくりというのが当然必要かと思います。そういったものを計画の中でどう反映させていく質問ができるか、このアンケートに入れ込めるかというのはご意見をいただきたいです。

五十嵐委員

私が思ったことは、例えば自分のまちはどうなるかは大事な問題です。それと学校、公園の在り方、そういうこともゴミの問題と同じように大事じゃないかなと思います。

事務局

確かに公園の設置場所とかそういった部分になりますと、やはり都市局の部門にどうしてもなってしまいます。ただ、環境基本計画は、部局横断で作っていくものですから、そういったものも踏まえて考えていきたいと思います。今回のアンケートにそういったところまで踏み込んで反映できるかというのはまた考えさせていただく必要があるかと思います。今後の未来像、そのような部分に他部局の部門も当然入っていると私どもも認識しているところでございます。

五十嵐委員

例えば、大宮公園や別所沼公園というのは住環境なのか、今日のテーマなのかちょうど境目でしょうか。私が言っていることはそういうことを含めてです。

事務局

確かに私どもの庁内の部局的に言うと境目が出てきて、のようなところはどうしてもあるかとは思いますが。ただやはり部局横断的にこういった計画というのはそれぞれが相互作用して進めていかなければならないといったこともございます。

当然この基本計画の中にも都市局の行動が入れ込んでおりますので、そういった中で、外に向けてどう見せていくかというのは今後考えていきたいと思っております。

五十嵐委員

ありがとうございました。

市川委員

市民向けのアンケートの 23 ページの問 23 ですが、生物多様性の保全につながる取組として、まず 1 番の地元の農産物を購入する、これ確かに地産地消は大事ですけど地元の農産物の農薬が使用された物を買うのはいろいろと課題があると思うので、よく検討願いたいと思います。

それから 3 番目は気持ちとしてはわからないこともないですけど、訳がわからないかなという気がしています。そういう活動をするというならわかるのですが、感動を得る、写真で伝えるというのはちょっといかがなものかというふうに思っています。

それから同じく問 26 や問 33 等、いくつまで選んでというのがありますが、私がこのアンケートもらってきたときすごく困ると思います。全部つけたいなと思ってしまいます。3 つまでに選ぶ必要があると少し疑問に思いました。先ほどの生物多様性の保全についての中に入っているものに、消費者の行動に関するものがあると思うのですが、今さら無理かもしれませんが、むしろ消費者の行動や意識のほうを問うような設問があってもいいのではないかと、むしろ本当はそっちを全面的に出していったほうが市民の皆さんの行動規範が変わるようになるのではないかと思います。以上です。

庁内課

市川委員ありがとうございました。問 23 につきましては、1 番の文言や 3 番について、要は自然に親しんでくださいということではあるのですが、そういったのが伝わりづらいかもしれません。ここに関しては、今後含めて再検討していきたいなというふうに考えております。

丸をつけるのが 3 つまでというところですが、多分関心のある人は全部丸をつけると思うのですが、全部というと、なかなかアンケートにもならないということもございますので、設問のほうを考える必要があるかなと思います。より関心の高いといった観点で直す等検討していきたいと思っております。

行動に関することという行動変容を促すような設問というところですが、そこら辺も含め問 24 がそれに相当するかなというところではあったのですが、もう少しわかりやすい形でできるように、再度検討させていただきたいと思います。以上になります。

増田会長

ありがとうございます。

塚原委員

アンケート調査の方法をお伺いしたいことがありまして、先ほど市民アンケート調査 1,500 名ほどの方に郵送でアンケートを送られると、これは基本紙ベースですよね。関心の高い方はアンケート調査に答えていただけると思うのですが、なるべく市民からの意見とか感覚を抽出したほうが、メリットがあると思います。試算をすると大体 400 名とおっしゃっていましたが、なるべく多いほうがいいので、資料 1-9 の 11 ページの下のほうに電子でアンケートを実施することも検討されているというのがあるので、ぜひ郵送の中に例えば二次元コードを入れて、スマートフォンで連動させまして、同じ紙ベースの資料をボタンで選択できたほうがいいと思うのですが、そういうのはいかがでしょうかということをお伺いしたいと思いました。以上です。

増田会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局

ただいまのご指摘についてですが、例えば郵送で発送するアンケートの紙に二次元コードをつけること自体は可能でございまして、ただそれを別のフォームに飛んでいただいてアンケートをネットで答えて集計するっていうところに少し予算がかかってしまう話がございます。本市で独自に作成したアンケートページに誘導して、それを別に集計することは可能です。

塚原委員

どちらでも構わないのですけれども、多分どちらもニーズがあると思うので、紙ベースで答えないという方も必ずいらっしゃいますけど、電子であればすぐ答えられるのでと思っています。そうすると、回答者が増えると思います。ぜひ信頼性の高いデータを取っていただいて、検討されるほうがよろしいかなと思いました。以上です。

事務局

ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございました。

金子委員

再エネ 100 宣言の金子です。取りまとめありがとうございます。ボリュームが多いアンケートなので、設問の追加等はなかなか厳しいものがあるかなと思うのですが、2点申し上げたいと思います。細かい点については個別に提出しようと思うのですが、大きな話として、さいたま市への支援、どのようなニーズがありますかという設問があるかと思いません。ZEH などの住宅等の支援の拡充ってところのくくり方が大き過ぎるような気がしていて、ZEH に関する支援はいろんなものがあるので、もう少しここはブレークダウンする必要がありますと思います。例えば断熱窓や、住環境そのものの測定器の貸し出し等いろんなものがあるので、そこをもう少しブレークダウンしたほうが良いと思いました。

温暖化への適応の部分ですが、その前の設問には適応の設問があるのですが、支援のニーズとしてはもう既に暑い夏ですので、クールスポットへの情報提供や、例えば水飲み場の情報提供や、万が一の際の備蓄品の支援等そういったことも考えられると思いますので、温暖化への適応部分へのニーズ把握という設問も入れたほうが良いかと思いました。以上です。

増田会長

ありがとうございました。

庁内課

はい、ZEH については委員ご指摘のとおりでございますので、記載方法について検討してまいりたいと考えてございます。適応についても同じく、非常に行動変容は大事なところでございまして、適応に対する考え方も昨年度改定の実行計画に載せたところでございしますので、しっかりとニーズを把握できるように努めてまいりたいと考えております。

小口副会長

いくつかご質問があります。1点目として、難しいかもしれないですけど例えば個人でしたら収入、事業所でしたら資金等、無記名で可能でしたら設問の追加を検討していただきたいと思います。というのは、財政状況、貧困状況によって意識が変わると思います。そこでクロス解析をすれば何か見えてくると思います。ぜひご検討いただければと思います。

2点目として英語表記はいかがでしょうか。せめてWEBのほうだけでもOSによってはそのまま英語でできるものも多分あると思います。そうすると、さいたま市に在住していて留学生も多いですし、英語を教えに来ている人もいますので、そうすると海外枠として情報が得られると思いました。

もう 1 つですが、先ほど前半のとき時間あればと思いましたが、さいたま市でいろいろ調査されているときに、どういうふうに調査されているのか疑問に思いました。埼玉県的环境関係ですと、環境科学国際センターがいろいろデータをもっておりますが、先ほどのお話の中ではいろいろ共同研究等で調べてらっしゃるとおっしゃっていましたが、それを今度例えば WEB 等で発信していくようなデータベースみたいなものがあるのでしょうか。その生態系に関しても、例えば GIS ベースでこの魅力があったほうがいい、この部分にはこんな生物がいるみたいなデータがあると、調べながらアンケート回答できますし、そうではなくても、何かのときにちょっと参照できるようになると思うので、そのような発信の仕方を含めてご検討いただければと思います。

最後になりますが、解析は業者さんをお願いするのでしょうか。その業者さんにどこまで求めるかによると思うのですが、さっき申し上げたクロス解析のところですが、関係を見るところまで、もし予算があればお願いできればと思っております。以上です。

増田会長

ありがとうございました。

事務局

書いていない設問ですけれども、まず収入をアンケートで見られるかというところで、一応こちら収入状況によって環境意識がどの程度変わるのかというところは大変興味のあるところです。本審議会の案を作成する段階で事前に検討させていただいたのですが、今回のアンケート 30 問あって、なかなかご協力いただける方がどのくらいいらっしゃるかという中で、収入という質問が忌避されて、アンケートにまず答えられない方がいらっしゃるのではないかということ少し危惧をして、原稿案としたところでございます。もう一度その辺は検討しようと思えます。

それから英語版に関しては、英語で全く同じ設問というところは全く想定していなくて予算を取っていないところですが、英語での情報発信というところについては、外国籍の方が、さいたま市も増えてきておりますので、外国籍の方に対して、さいたま市の環境行政を例えば、今作っている環境白書の概要版やこういったものがあれば英語に直して発信することなどができるかと考えております。英語版のホームページを作れるかどうかというところは検討させていただきたいです。

小口副会長

日本語で書いていながら、WEB のほうで英語に直してくれることもできるそうです。

事務局

英語に直したものの、どういうふうに正確性を確認するかというところも含めましてこちらで確認をさせていただければと思います。それから GIS のところはサイトの構築自体が国際科学研究センターでしょうか、埼玉県にありまして GIS を使って地図に生物のプロットがあるというようなところはあるのですが、さいたま市としてそういったものを今現在構築はしておりません。

庁内課

GIS の構築について訂正します。生きものデータベースというのを検討はしております、市川委員にもご協力いただいているのですが、市民参加型生きもの調査というのをやっています、そういったのを入れ込んでいこうかなと思っております。専門家の先生と接することがありまして、どうデータの正確性を担保するのか、希少種をどう取り扱うのかというところで、まだ検討課題はありますが、下地は ArcGIS を使って作成しているところですので、今後どうやって公開していくかを検討している段階となっております。

増田会長

ありがとうございました。

事務局

解析のところに関しては業者等検討させていただければと思います。

前田委員

アンケートの 24 ページのところ、先ほど市川委員がご意見されていた市民向けの生物多様性の部分、問 26 ですが、副会長がおっしゃったことにも関係するなと思いながら聞いていました。アンケートで出た結果を何らか計画づくりに生かせないと、何か皆さんがこういうことに関心があるとかないとか気持ち的な部分がいくら上がってきても、さっき申し上げた実行計画に反映しようがないと思っています。特に生物多様性の関係でいうと、どここの話が出てこない戦略にならないと思っています。問 26 はあくまで土地利用の種類が書いてあるだけなので、丸をいくら付けてもらってもやっぱり戦略に落とし込みようがないと思います。丸をつけてもらってもいいのですが、自由回答で具体的に特にこの場所を保全したいという場所が、ある人は書いてもらって、というふうにしたほうが、よっぽど意味のある情報が得られると思います。そういう意味で GIS という具体的な場所みたいなところが大事だと思います。

庁内課

前田委員ありがとうございます。おっしゃるとおり保全したい、しなければいけないというポイントというものは、こちらとしても把握していく必要があるかなと感じております。これは漠然としていますし、戦略に落とし込めるかという疑問点が残るところです。この辺については具体的なものは書けるか検討していきたいと思います。回答しやすいようなものも含めて、再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

増田会長

それでは、文量がございいますが、アンケートに目を通していただきまして、追加のご意見やコメントがございましたら、後日事務局にご提出いただければと思います。

それでは議事の(2)『さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について』ということで、ご説明をお願いします。

(2) さいたま市環境白書（環境基本計画年次報告書）について

事務局

環境総務課の會田と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから、議事2について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。それでは、『資料2 さいたま市環境白書について』をご覧ください。流れといたしましては、まず環境白書の役割についてご説明し、次に今年度の環境白書の作成の方向性についてご説明いたします。最後に環境基本計画の中間見直しに合わせた、今後の環境白書の見直しについてご説明いたします。

それでは、次のページの右上に資料2-1と記載のあるものをご覧ください。まず初めに、さいたま市環境白書の役割についてご説明いたします。さいたま市環境白書は、さいたま市環境基本計画の年次報告書として、環境施策の取組状況を取りまとめて作成し、公表するものです。本白書を通じて、本市の環境の現状を知っていただくとともに、市民、事業者、学校等との協働により、望ましい環境像の実現を目指していきます。

また、昨年度から新たに本編に比べ、より手軽な概要版を作成いたしました。概要版につきましては、本編同様、さいたま市ホームページに公開しているのに加え、環境総務課窓口への配架や環境イベント来場者への配布等、情報発信ツールの1つとして活用しております。

続きまして、今年度の環境白書の作成についてご説明いたします。次のページの右上に資料2-2と記載があるものをご覧ください。まず概要版についてです。前回開催された環境審議会の中で、市民の方々に取り組んでもらいたいことを記載してはどうか、といったご意見や情報発信により力を入れてほしいといったご意見がありました。それらのご意見を踏まえまして、今年度は環境啓発用リーフレットを作成したいと考えております。

次の 57、58 ページをご覧ください。紙の資料では、A4 サイズになっておりますが、実際のリーフレットは見開き A3 サイズになっております。中身といたしましては、昨年度の概要版の構成に加え、今後市民に取り組んでほしい内容を中心に、補足や写真、図を用いてわかりやすく掲載いたします。

58 ページの見開き 1 面では、本市の取組の他に、市民の方が実施できる取組の掲載を考えております。

また、情報発信手段として活用するため、環境についてよくわからない方でも、手に取りやすい内容及びデザインにしたいと思っております。

続きまして、環境白書の本編についてです。次のページの右上に資料 2-3 と記載のあるものをご覧ください。本編につきましても、一般市民の方にとって読みやすいものにするため、写真や図、イラストの掲載を増やし、極力文字のみのページを避け、その分詳細データの整理や全体的な文量削減をし、ページ数の整合性を取りたいと考えております。

続きまして市民アンケートについてです。次のページの右上に資料 2-4 と記載のあるものをご覧ください。こちらのアンケートは、環境基本計画にて設定している望ましい環境像と、5 つの基本目標の達成状況の進捗を把握するため、例年実施しているものです。今年度は基本計画の進捗管理に関する説明と、環境への意識調査、さいたま市の取組の認知調査、情報収集手段に関する調査等の設問にて構成しております。設問の中身の内容につきましては、61 ページから 65 ページをご参照ください。

最後に、ページをおめくりいただきまして、66 ページの右上に資料 2-5 と記載のあるものをご覧ください。こちらは今年度の環境白書のお話ではございません。中間見直しのタイミングに合わせ、白書についての見直しを検討していくものです。左上側の青枠は現状を表示しております。矢印から、左側の点線で囲んだ部分が見直しの考え方ですが、まず見直しをするにあたりまして、白書の役割を整理いたしました。白書には主に 3 つ、環境基本計画等の進捗管理、環境意識の啓発、広報、環境データの収集、公表といった役割があるものと整理しております。

次に課題といたしまして、ページが多く専門的な内容のため、手に取りにくい、また、白書の作成を業務委託としているため、費用負担が生じているとしており、今後の方向性として、役割と課題を踏まえまして、意識の啓発、広報はしっかりと行っていくところと、読みやすく手に取りやすい媒体、例えばリーフレット等を作成し、計画の進捗管理や環境データを取りまとめ、公表の部分は市の職員の事務として実施していくところで検討しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

増田会長

はい、ありがとうございます。それではご説明いただきました、さいたま市環境白書ということで、ご意見ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

五十嵐委員

何度も申し訳ないのですが、環境白書の本編の115部は良いと思いますが、概要版2,000部というのは、公共施設だけに配ってどうするのでしょうか。行政の方々がわかっているならば良いということでしょうか。先ほどから私が言っているのは、もっと一般の人に協力してもらえよう、もう少し考えたら良いのではないかと思っております。本編と公共施設に配布する概要版だけでは、一般の人が置き去りだと思います。一般の人は、こんなに細かいことを知りたいのではなく先々どうなるのか、例えば、自分たちの周りの緑を多くしますということではなく、緑は公園の緑なのか、林なのか、要するにそういうことが知りたいのです。緑多くしますということを言われたところで、よくわからないのです。

なので、身近なところをもう少し要領よくまとめてもらって、回覧するなり概要版をもう少し簡単にして、一般の人にわかりやすいよう、工夫をしたら良いと思います。

事務局

環境総務課の金子です。ご意見ありがとうございます。概要版は本来的には、この白書本編がなかなか手に取りにくく、難しい厚めのものであるというところで、市民向けにわかりやすく本編をまとめて作ったものでして、公共施設のほうも市民がよく出入りする公共施設に置いてなるべく手に取ってもらえるようにしています。

五十嵐委員

それはわかりますが、実際に手に取る方はいるのでしょうか。

事務局

五十嵐委員がおっしゃられたように、概要版も2,000部ありますので、回覧というところは非常に良いなと考えたところでございます。そういった方法や、他により広く市民の方に手に取ってもらえるようにしていきたいと思っております。

五十嵐委員

一般の人たちもそうですが、これだけ大事なことで一生懸命やったことなので、小学校や中学校の生徒に授業の一環で説明できるぐらいのわかりやすい内容で、子供の頃からもっと情報を流してあげたら良いのではないかと思っております。そういったことも含めて、もう少しわかりやすいPRをしたほうが良いと思います。

庁内課

ご指摘ありがとうございます。実はですね、身近にできる地球温暖化対策ということで、全戸配布を市のほうで行ってございまして、こちらから積極的に発信するような、例えば来

でもらって見て、どうするではなく、こちらから積極的に投げかけるような発信の仕方についても行ってございます。

今後、出前講座等も含めて、五十嵐委員ご指摘のとおり、主体的な発信というのを心がけていきたいと思っています。

五十嵐委員

わかりました。

市川委員

市民アンケートの61ページ、問3なのですが、環境基本計画の基本目標の進捗状況についてお聞かせくださいと市民に聞いているのは、これは市民がどう思っているかを聞いているのでしょうか。それとも市民、あなたたちはどの程度やりましたかということを知っているのでしょうか。この設問について教えていただければと思います。

事務局

市川委員のご質問にお答えさせていただきます。確かに質問のところは課題となっているところでありまして、今までどちらとも言えないというような回答が多く、それは結局、質問の内容がわかっていないため、どちらとも言えないという回答が多いのだろうというご指摘はいただいております。そういった中で、市民の方がこの計画目標というのを知っていないと、そもそもこの質問に答えられないものなので、まず、この目標というのを知っていただいて、その上で、さいたま市として進んでいるかどうかというところを判断していただこうと思っております。

今回それをどのように質問するのが課題のところでもございまして、一応わかりやすい図を載せるなどいろいろと考えましたが、現状ではこのようなワンフレーズで、基本目標について少し説明や表現をして、それで何となく理解していただいた上でお答えをいただこうかなというところなんです。ご指摘いただいている設問については考えていかなければいけないというところでもございます。

市川委員

この設問に『さいたま市が』と入れれば良いのではないのでしょうか。さいたま市の進捗状況はどうか、というだけで全然違うと思います。

事務局

ありがとうございます。検討させていただきます。

渡部委員

さいたま市水環境ネットワークの渡部です。同じ項目で 61 ページから 62 ページにかけてですが、基本目標 1 から 5 までの進捗状況というわけで、WEB で調査されるようですが、基本目標 1 の地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現するなど、目標自体の内容が理解できているのかどうかというところだと思います。

目標の内容はこうですなど、これについての、さいたま市の施策で、進捗状況こうなどの問いかけにしなければ、受け取ったほうは目標の内容の意味がわからないと思います。わかる人もいるかと思いますが、他の人はわからないと思います。WEB で発信すると思うのでその内容は説明程度に入れたほうが良いと思います。

増田会長

ご意見ありがとうございます。現時点で事務局よりあればお願いします。

事務局

WEB で実施するものということで、情報量は載せられるというところではあります。図などイメージで載せるということを検討させていただいたのですが、内部でのアンケートの実施をする際に相談をさせていただく部署があるのですが、あまりイラストで細かいものを載せるよりも、ワンフレーズでというアドバイスをいただいたところで、今はこのような状態になっています。

ただ、WEB でするので、確におっしゃるとおりデータ量自体は制限ないところがございますので、そのあたりについても検討させていただければと思います。

増田会長

ありがとうございます。時間となりましたので、本日の議題を通じて、もし何か追加で意見があればお願いいたします。

市川委員

提案がございます。今、アンケートは 18 歳以上だと思っておりますが、これからの社会を担う子供たちの意見をなかなか聞けないので、例えば子どもたちに、さいたま市が将来どうなっていてほしいかなというような絵を描いてもらうことや、作文を書いてもらうなどしてはどうかと、ふと思ったりしました。以上です。

事務局

ありがとうございます。環境教育や環境学習というところを押し進めていくところですので、貴重な意見としてこちらも検討させていただきます。ありがとうございました。

増田会長

どうもありがとうございました。本日は、長時間の議論でございましたが、まだまだご発言いただけなかったご意見があったかと思えます。後日、事務局にご提出をいただければと思います。事務局におかれましては、いただいたご意見も踏まえて、対応、ご検討いただければと思います。

本日の議事は以上となります。ご議論ありがとうございました。

5. 閉会

事務局

ありがとうございました。議事の追加意見につきましては、別紙によりまして、7月30日火曜日までに提出していただきますようお願いいたします。提出は、任意の様式でも構わない形になっておりますのでお願いします。

また、次回の第2回環境審議会につきましては、11月から12月頃に、環境基本計画等の中間見直しのアンケート実施結果集計、環境白書を議題として開催予定でございます。日程等が決まりましたら、ご案内差し上げますのでよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回環境審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上